

有明アーバンスポーツパーク整備運営事業 募集要項等に関する質問（参加資格要件に関する事項）に対する回答

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(か)		
1	応募者等の構成	14	第3	1	(1)			同左について、参加表明書の受付期間R4年12月20日からR5年1月4日の参加表明書の提出により、単独企業又は応募グループの構成員（SPCの有無）、参加企業を確定するとの理解でよろしいでしょうか。 （参加表明書提出までは単独企業参加ないし応募グループでの参加とその構成の検討が可能と解しています）	御理解のとおりです。
2	応募者等の構成	14	第3	1	(1)			単独企業で応募する場合、当該単独企業から業務委託を受ける企業については参加企業という扱いになるのでしょうか？	参加企業とは応募グループを構成する企業のことであり、単独企業から業務委託を受ける企業は参加企業には含まれません。
3	応募者等の構成	14	第3	1	(1)			単独企業で応募する場合で、当該単独企業が担う業務の再委託を受ける場合、当該企業は参加企業にならないという理解でいいでしょうか。 例：単独応募企業＝維持管理企業の場合で、単独企業から維持管理業務の一部を再委託した際には再委託企業は参加企業にならないという理解です。	御理解のとおりです。 なお、単独企業は、第3の1(3)～(7)に示す参加資格要件を全て満たす必要があります。 また、応募グループによる応募でSPCを設立しない場合、代表企業は運営企業としてください。

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(加)		
4	応募者等の構成（協力企業）	14	第3	1	(1)	オ		<p>参加企業でSPCに出資を行わない者を「協力企業」と呼称するとありますが、運營業務等で一部再委託する予定の協力先はどのような位置づけ「呼称」となるのでしょうか。</p> <p>運営等の連携先ではあるが、SPC参加企業とはならず選定された事業者の下で運営等協力をする予定企業、団体の位置づけ「呼称」があれば教えてください。</p>	<p>再委託する予定の協力先は、協力企業には位置付けておらず、特定の呼称を用いることもしていません。</p> <p>提案書等で記載する場合は、再委託先や賃借人（テナント）等の契約関係を踏まえた呼称としてください。</p> <p>なお、再委託先等は、参加表明時の提出書類（様式1-1~5）に明記する必要はありませんが、提案書類の事業実施体制（様式3-1-2）において、適宜、契約関係やノウハウ・実績等を明記してください。ただし、再委託先等の企業名が特定できる表記はしないでください。</p>
5	応募者等の構成（運營業務）	14	第3	1	(1)	オ	(ア)	<p>運營業務を実施する者は「構成企業」となることとありますが、運營業務全体の統括は「構成企業」が行い、エリアごとに運營業務の一部をSPC参加者以外の協力会社、その他団体へ委託する事は可能でしょうか。</p>	可能です。
6	応募者等の構成	14	第3	1	(1)	オ	(ア)	<p>運營業務は構成企業が実施することとありますが、業務の一部（安全対策業務等）を協力企業等に委託することは可能でしょうか。</p>	可能です。
7	応募者等の構成	14	第3	1	(1)	オ	(イ)	<p>構成企業がSPCの株主総会における全議決権の1/2を超える議決権を保有するとありますが、構成企業以外がSPCの議決権付株式を保有する場合はどのようなケースを想定されているのでしょうか。つまり、参加企業以外がSPCの議決権付株式を保有することが可能なのでしょうか。</p>	<p>応募手続きや業務の実施に関与しない参加企業以外の者が、SPCに出資を行い議決権を保有するケースを想定しています。参加企業以外の者であっても募集要項等を充足する範囲で、議決権を保有することが可能です。</p>

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(加)		
8	応募者等の構成	14	第3	1	(1)	オ	(ウ)	SPCの株式の譲渡について、構成企業の組織再編による子会社への譲渡等、いわゆる一般承継についても事前の書面による承諾は必要でしょうか。	御質問の場合においても、都の事前の書面による承諾が必要となります。
9	守秘義務対象資料の交付に係る資格	18	第3	2	(1)			応募を検討するために守秘義務対象資料の交付を希望し、資料提供先一覧は提供する際に都度提出する事によろしいでしょうか。	当初提出した提供先に提供する場合は、再度の提出は不要ですが、それ以外の提供先に追加で提供する場合は、その都度提出してください。
10	官民対話参加に係る資格	18	第3	2	(2)			単独企業が官民対話参加の後、又は官民対話の結果の公表後に応募グループを構成、又は他の応募グループに参加をする事は可能でしょうか。 又、応募グループ（予定）で官民対話に参加した後、参加表明書の提出までの間に、参加企業の構成を変更、追加する事は可能でしょうか。	応募グループによる応募を予定している者は、応募グループとして参加する必要があります。 ただし、官民対話ののち、参加表明書提出まで、参加企業を変更することについて特段妨げていないため、単独企業が応募グループに参加すること、また応募グループの参加企業を変更することは可能ですが、可能な限り検討熟度を高め、参加表明時と同様の構成となるようにしてください。
11	参加資格の喪失	18	第3	4				第3 1 (2) キ及び3の記載に基づき、参加表明書提出時点で指名停止期間中の場合は参加資格要件を満たしていないと理解しました。また、参加表明書提出以降、優先交渉権者の決定までの間に指名停止となった場合は同様に参加資格要件を喪失するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

※「タイトル」「該当箇所」「質問」は、原則として原文のまま掲載しております。